

## 障害者雇用奨励金支給要綱

(総則)

第1条 障害者の雇用の促進と就労の定着を図るため、事業主に対する障害者雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）の支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象障害者)

第2条 この要綱において「支給対象障害者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「雇用法」という。）第2条第4号に規定する知的障害者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者

ウ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が支給する障害者介助等助成金の支給対象者である又は支給対象者であった重度視覚障害者又は重度四肢機能障害者

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として、週当たりの労働時間が20時間以上として雇用されている者（ただし、被保険者とならない場合は、単に週当たりの労働時間が20時間以上として雇用されていれば足りるものとする。）

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 就労支援機関等（よこすか就労援助センター、就労移行支援事業所その他の障害者の就労を支援する機関及び特別支援学校等の教育機関をいう。以下同じ。）による職場定着支援を受けることができる者

イ 公共職業安定所の紹介により雇用関係にある者（就労支援機関等による職場定着支援を受けることを希望しない者に限る。）

(4) 本市に住所を有する者又は市外のグループホーム等に居住する者のうち、本市が援護の実施者であるもの

(支給対象者)

第3条 雇用奨励金は、次の各号のいずれかに該当する（以下単に「事業主」という。）に支給する。

(1) 前条第1号ア又はイに掲げる支給対象障害者を新たに3月以上雇用しよ

うとするもの

- (2) 前条第1号ウに掲げる支給対象障害者を雇用しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの  
(支給認定)

第4条 雇用奨励金の支給の認定を受けようとする事業主は、雇用奨励金支給認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 支給対象障害者との雇用関係を証する書類
- (2) 支給対象障害者の勤務時間、給与額等の雇用条件が分かる書類
- (3) 支給対象障害者が雇用保険の被保険者である場合は、当該被保険者であることが分かる書類
- (4) 支給対象障害者が雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第6条の2の規定による特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の支給対象者となる場合は、当該支給を受けている又は受けていたことが分かる書類
- (5) 支給対象障害者が第2条第1号ウに該当する場合は、障害者介助等助成金の支給対象である又は支給対象であったことが分かる書類

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに行わなければならない。ただし、事業主が特開金の支給を受けている場合には、当該期日を経過した後であっても、当該特開金の支給対象期間の終了日後1年に限り、申請を行うことができるものとする。

- (1) 支給対象障害者が第2条第1号ア又はイに該当する場合 雇用契約に基づく就労の開始日から1年を経過する日
- (2) 支給対象障害者が第2条第1号ウに該当する場合 次に掲げる期日のうちいずれか遅い日
  - ア 雇用契約に基づく就労の開始日から1年を経過する日
  - イ 障害者介助等助成金の受給資格の認定日から1年を経過する日

3 市長は、第1項の申請書を受けたときは、当該認定の可否を決定し、雇用奨励金支給認定通知書(第2号様式)により当該事業主に通知するものとする。

(請求)

第5条 前条の規定により認定を受けた事業主は、9月及び3月の末日まで

に、当月分までをとりまとめて、雇用奨励金請求書（第3号様式）に次の掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 支給対象障害者が勤務した日数、時間数、給与額等を証する書類
- (2) 最低賃金の減額特例を受けていることを証する書類（減額特例を受けている場合に限る。）

2 第8条の規定により認定を取り消された事業者は、支給対象障害者を雇用していた月分について、前項の規定に準じて雇用奨励金を請求することができる。

（支給月額）

第6条 雇用奨励金は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる雇用した支給対象障害者（1月当たり10日以上勤務した場合に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、事業主が、支給対象障害者の雇用について、雇用法第50条第1項の規定に基づく調整金又は同法附則第4条第3項の規定に基づく報奨金の支給を受けるときは、当該支給を受ける額を控除した額を支給する。

- (1) 神奈川県社会福祉協議会の認定を受けたともしびショップに雇用されている支給対象障害者 1人につき月額4万円
- (2) 前号以外の障害者 1人につき月額3万円

2 前項本文の規定により雇用奨励金を算定する場合において、事業主が特開金の支給を受けているときは、当該助成金に係る支給対象障害者の数を雇用している支給対象障害者の数から除くものとする。

（届出）

第7条 事業主は、前条に規定する支給を受けている期間内に支給対象障害者に異動を生じたときは、直ちに市長に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、第4条第3項の規定により認定された事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 雇用していた支給対象障害者を解雇したとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 業務を執行する際に法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 雇用契約に関し著しく信義に反する行為を行ったとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 昭和51年5月31日までに第3条の規定により雇用報奨金の支給の認定の申請を行った事業主が、第2条の規定による雇用報奨金の支給要件に該当しているときは、その事業主に対する雇用報奨金の支給は、第6条の規定にかかわらず、昭和51年4月分から開始する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の障害者雇用奨励金支給要綱第2条に規定する支給対象障害者のうち、この要綱による改正後の障害者雇用奨励金支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第4号に掲げる要件を満たすものは、改正後の要綱第2条に規定する支給対象障害者とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

雇用奨励金支給認定申請書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住所 申請者 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話			
事業所産業分類		従業員数	
障害者の状況	住 所		
	氏 名		生年月日
	雇用年月日		
	知的障害者	判 定 機 関	
		判 定 年 月 日	障害程度
	精神障害者	手 帳 番 号	
		交 付 年 月 日	障害程度
	身体障害者	手 帳 番 号	
		交 付 年 月 日	障害の種類及び程度
	調 査 者		
(事務処理)			

第 2 号様式（第 4 条第 3 項関係）

雇用奨励金支給認定通知書

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住所 申請者 氏名  (法人にあつては、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">横須賀市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>
<p>1 次のとおり申請を認めます。</p> <p>認定の期間</p> <p>雇用者の住所及び氏名</p>
<p>2 次の理由により、申請を認めることができません。 (理由)</p>

第 3 号様式（第 5 条関係）

雇用奨励金請求書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話		
障 害 者	住 所	
	氏 名	
請 求 金 額		
請 求 内 容		
備 考		